

○南相馬市次世代自動車等導入促進事業補助金交付要綱

令和6年3月26日

告示第70号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における電気自動車及び燃料電池自動車（以下「次世代自動車」という。）の普及を促進し、もって地球温暖化対策の推進を図るため、次世代自動車及び充給電機器を導入した者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「電気自動車」とは、搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）
- (2) 「燃料電池自動車」とは、搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）
- (3) 「据置型電気自動車等充給電設備（以下「V2H」という。）」とは、次世代自動車に充電すること又は次世代自動車と敷地内の分電盤を接続することで電気を相互に供給することが可能な設備をいう。
- (4) 「可搬型外部給電機」とは、次世代自動車から電力を取り出す機器のうち、可変型のものをいう。

(対象者等)

第3条 補助金は次に掲げる者に対して交付するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者（以下「市民」という。）
 - (2) 市内に事業所等を有する民間事業者（以下「事業者」という。）
 - (3) 前2号に掲げる者に対してリース販売を行うリース事業者（以下「リース事業者」という。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しない。
- (1) 南相馬市税等を滞納している者（リース事業者が申請者の場合は、使用者も含む。）
 - (2) 南相馬市暴力団排除条例（平成24年南相馬市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等（リース事業者が申請者の場合は、使用者も含む。）

(対象等)

第4条 補助金の対象、要件、対象経費及び額は、別表第1に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請をしようとする者は、次世代自動車等導入促進事業補助金交付申請書兼事業実績報告書(様式第1号)に、別表第2に掲げる書類を添えて、初年度登録年月日又は当該購入費の支払が完了した日(分割払の場合は、契約締結日)のいずれか遅い日から180日以内に市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定及び通知)

第6条 規則第7条の規定による通知は、次世代自動車等導入促進事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、第5条に規定する書類をもってこれに代えるものとする。

(補助金の額の確定通知)

第8条 規則第14条の規定による補助金額の確定通知は、第6条に規定する書類をもってこれに代えるものとする。

(補助金交付の請求)

第9条 第6条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が補助金の請求をしようとするときは、次世代自動車等導入促進事業補助金交付決定請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他規則又はこの告示の規定に違反したとき。

(財産処分の制限)

第11条 補助の交付を受けた者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、あらかじめ、財産処分承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 次世代自動車 初年度登録年月日から4年以内の処分
- (2) V2H 設置の日から8年以内
- (3) 可搬型外部給電機 設置の日から8年以内

(協力等)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、当該補助を受けた車両及び給電機の使用に関する次に掲げる協力を求めることができる。

- (1) 当該補助を受けた車両及び給電機の使用状況に関するデータの提供
- (2) 災害時、指定した避難所等での給電活動等への協力要請
- (3) その他本市の地球温暖化対策に係る事業に係る協力

(証拠書類の整備等)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を記載した証拠書類を整備し、補

助事業の完了した日の属する会計年度から5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた手続、その他の行為については、手続、その他の行為の完了の日まで、なおその効力を有する。

附 則 (令和7年3月26日告示第65号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年5月15日告示第138号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

補助対象	補助の要件	補助対象経費	補助額
電気自動車 (超小型モ ビリティ、原 動機付自転 車及び側車 付2輪自動 車を除く)	(1) 市長が定める期間内に、自家用・事業用別の欄が「自家用」であり、かつ、使用の本拠の位置が本市内である自動車検査証の交付を受けた新車であること。 (2) 購入代金を全額支払った又はローン契約若しくはリース契約を締結している車両であること。 (3) リース事業者が申請者となる場合は、当該補助による補助金相当額が電気自動車の使用者が負担するリース料に充当されること。 (4) 自動車販売業者が使用者となる場合は、車両の販売促進活動に使用されない(同種類の電気自動車を販売する見込みがない)こと。 (5) 補助金の交付を受けようとする電気自動車に対するこの告示に基づく補助金以外の地方公共団体(県を除く)の補助金、交付金及びその他これに類するものの交付を受けていない、かつ、交付を受ける予定がないこと。	車両本体の購入に係る経費	補助対象経費の額とし、100,000円を限度とし、予算の範囲内で定める額とする。
燃料電池自動車	(1) 市長が定める期間内に、自家用・事業用別の欄が「自家用」であり、かつ、使用の本拠の位置が本市内である自動車検査証の交	車両本体の購入に係る経費	補助対象経費の額とし、300,000円を

	付を受けた新車であること。 (2) 購入代金を全額支払った又はローン契約若しくはリース契約を締結している車両であること。 (3) リース事業者が申請者となる場合は、当該補助による補助金相当額が燃料電池自動車の使用者が負担するリース料に充当されること。 (4) 自動車販売業者が使用者となる場合は、車両の販売促進活動に使用されない（同車種の燃料電池自動車を販売する見込みがない）こと。 (5) 補助金の交付を受けようとする燃料電池自動車に対するこの告示に基づく補助金以外の地方公共団体（県を除く）の補助金、交付金及びその他これに類するものの交付を受けていない、かつ、交付を受ける予定がないこと。		限度とし、予算の範囲内で定める額とする。
V2H	次世代自動車の蓄電池から電力を取出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。	機器本体の購入 設置に係る経費	補助対象の経費の額とし、150,000円を限度とし、予算の範囲内で定める額とする。
可搬型外部給電機	次世代自動車の蓄電池に充電された電気を電気機器へ供給することができ、かつ、可搬型のもの。	機器本体の購入 設置に係る経費	補助対象の経費の額とし、50,000円を限度とし、予算の範囲内で定める額とする。

別表第2（第5条関係）

	補助金の申請に必要な書類
共通書類	(1) 次世代自動車等導入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
	(2) 収支決算書（様式第2号）
	(3) 暴力団員等でない旨の誓約書（様式第3号） ※リース事業者の場合は、リース事業者分及び使用者分を提出

	(4) 市税の完納証明書（市税等の滞納がない証明書） ※リース事業者の場合は、リース事業者分及び使用者分を提出 ※発効日から3カ月以内のもの
	(5) 次世代自動車等の購入費が分かる書類の写し（領収書又は契約書等） ※補助対象に関する経費の記載がない場合は、別途内訳書を添付
	(6) 補助金の振込先金融機関の通帳等の写し ※金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人の分かるもの ※申請者名義のもの
	(7) 次世代自動車の自動車車検証及び自動車検査証記録事項の写し（次世代自動車を導入した場合） ※使用の本拠の位置が本市内であるとして登録されているもの
	(8) 保証書の写し（充電設備を導入した場合） ※日付、販売店名等の必要事項が記入されているもの
	(9) 設置した機器及び品番（銘板等）の分かるカラー写真（充電設備を導入した場合）
申請者が個人の場合	(1) 現住所の記載がある本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
申請者が法人の場合	(1) 商業登記簿等謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書の写し ※発効日から3カ月以内のもの
申請者がリース事業者の場合	(1) 貸与料金の算定根拠明細書（様式第4号）
	(2) 賃貸借（リース）契約書の写し
	(3) 市民が使用者となる場合、現住所の記載がある本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
	(4) 商業登記簿等謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書の写し ※市民が使用者の場合はリース事業者分のみ提出 ※法人が使用者の場合はリース事業者分及び法人分を提出 ※発効日から3カ月以内のもの

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

南相馬市長

次世代自動車等導入促進事業補助金交付申請書兼事業実績報告書

南相馬市次世代自動車等導入促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 申請者に関する事項

申請者住所	
申請者氏名 ※法人及びリース事業者 の場合は法人名及び 代表者の職・氏名	
電話番号 ※日中連絡可能な連絡先	

2. 車両に関する事項

種 別	☐ 電気自動車 ☐ 燃料電池自動車							
自動車登録番号 又は車両番号								
自動車検査証 交付日	年	月	日					
支払完了日 又は契約締結日	年	月	日					
車名				車体番号				
型式								
所有者	☐ 申請者と同じ ☐ 自動車販売業者またはローン会社（氏名： ）							
使用者	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者（事業者）の役員・従業員（氏名 ） ☐ 貸与先（氏名： ）							
使用の本拠の位置	南相馬市 区							
車両本体購入 に係る経費		百万			千			円（税抜き）

3. 充電設備に関する事項

種 別	☐ 据置型電気自動車等充電設備 (V2H)				☐ 可搬型外部給電機			
メーカー名								
機器型番								
支払完了日 又は契約締結日	年		月		日			
機器購入費用		百万			千			円 (税抜き)

4. 補助金交付申請額

設備区分	補助金の額
☐ 電気自動車	定額 100,000円
☐ 燃料電池自動車	定額 300,000円
☐ 据置型電気自動車等充電設備 (V2H)	定額 150,000円
☐ 可搬型外部給電機	定額 50,000円
補助金交付申請額	円

5. 補助金振込先 (申請者名義のもの)

金融機関名		☐ 銀行 ☐ 金庫 ☐ 組合 ☐ 農協		☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 出張所	
口 座	種 類	口座番号 (右詰め)			
	☐ 普通 (総合) ☐ 当座				
口座名義人	フリガナ				

6. 添付書類

区分	補助金の申請に必要な書類
申請者 共通書類	☐ 収支決算書（様式第2号）
	☐ 暴力団員等でない旨の誓約書（様式第3号） ※次世代自動車リース事業者の場合は、リース事業者分及び使用者分を提出
	☐ 市税の完納証明書（市税等の滞納がない証明書） ※次世代自動車リース事業者の場合は、リース事業者分及び使用者分を提出 ※発効日から3カ月以内のもの
	☐ 次世代自動車等の購入費が分かる書類の写し（領収書又は契約書等） ※補助対象に関する経費の記載がない場合は、別途内訳書を添付
	☐ 補助金の振込先金融機関の通帳等の写し （金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人の分かるもの） ※申請者名義のもの
	☐ 次世代自動車の自動車車検証及び自動車検査証記録事項の写し（次世代自動車を導入した場合） ※使用の本拠の位置が本市内であるとして登録されているもの
	☐ 保証書の写し（充電設備を導入した場合） ※日付、販売店名等の必要事項が明記されているもの
	☐ 設置した機器及び品番（銘板等）の分かるカラー写真 （充電設備を導入した場合）
申請者が個人の場合	☐ 現住所の記載がある本人確認書類の写し（次世代自動車導入の場合） （運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
申請者が法人の場合	☐ 商業登記簿等謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書の写し ※発効日から3カ月以内のもの
申請者がリース業者の場合	☐ 貸与料金の算定根拠明細書（様式第4号）
	☐ 賃貸借（リース）契約書の写し
	☐ 市民が使用者となる場合、現住所の記載がある本人確認書類の写し （運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
	☐ 商業登記簿等謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書の写し ※市民が使用者の場合はリース事業者分のみ提出する ※法人が使用者の場合はリース事業者分及び法人分を提出する ※発効日から3カ月以内のもの

様式第2号(第5条関係)

収支決算書

1. 収入の部

(単位：円)

項 目	決 算 額	摘 要
自己資金		
国補助金		
県補助金		
市補助金		
合 計		

※上記金額はすべて円単位とし、消費税は含まないこと。

※国・県補助金を申請中の場合は、その申請額を記載の上摘要欄にその旨記載すること。

2. 支出の部

(単位：円)

項 目	決 算 額	摘 要
車両本体		
合 計		

※上記金額はすべて円単位とし、消費税は含まないこと。

様式第3号（第5条関係）

暴力団員等でない旨の誓約書

私は、南相馬市暴力団排除条例（平成24年南相馬市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等でないことを誓約します。

年 月 日

南相馬市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

南相馬市長

申請者住所

リース事業者名
代表者職・氏名
(電話番号：)

貸与料金の算定根拠明細書

1. リース先

使用の本拠の位置	南相馬市 区
使用者名	
代表者職・氏名 (使用者が法人の場合)	
担当者 (使用者が法人の場合)	

2. リース内容

種別	☐ 電気自動車				☐ 燃料電池自動車	
メーカー名						
車名・型式						
リース期間 ※4年以上であること。						
補助相当額	国	円		補助金 合 計	円	
	県	円				
	市	円				
リース料総額	補助金なしの場合		円			
	補助金ありの場合		円			
月額リース料	補助金なしの場合		円			
	補助金ありの場合		円			

様式第 5 号(第 6 条関係)
南相馬市指令 第 号

住 所
氏 名

次世代自動車等導入促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった次世代自動車等導入促進事業補助金について、
南相馬市次世代自動車等導入促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり決定
したので通知します。

記

年 月 日

南相馬市長

1 交付決定額 金 円

2 交付条件等

- (1) 南相馬市次世代自動車等導入促進事業補助金交付要綱第 10 条の規定により偽りその
他不正な手段により補助金の交付を受けたときその他規則、規定に違反したときは補助
金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (2) 補助金の交付を受けた者は、次世代自動車は初度登録（届出）の日から 4 年以内、
据置型電気自動車充電設備（V2H）または可搬型外部給電機は 8 年以内に処分しようと
するときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（様式第 7 号）を市長に提出し、承認を
受けなければならない。

（事務担当： ）

様式第 6 号(第 9 条関係)

年 月 日

南相馬市長

住 所
氏 名
電 話

印

次世代自動車等導入促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け南相馬市指令 第 号で交付決定のあった次世代自動車等
導入促進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

南相馬市長

住所
氏名

（電話番号： ）

財産処分承認申請書

南相馬市次世代自動車等導入促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり財産処分の承認を申請します。

交付年度	年度
補助金等決定 通知書番号	南相馬市指令 第 号
処分する設備	☐ 電気自動車 ☐ 燃料電池自動車 ☐ 据置型電気自動車等 充給電設備 ☐ 可搬型外部給電機
処分の方法	☐ 売却 ☐ 譲渡 ☐ 交換 ☐ 貸与 ☐ 担保 ☐ 廃車 ☐ リース契約者の変更 ☐ その他（ ）
処分の時期	令和 年 月 日
処分の理由	